



気付きニュース

社会保険労務士法人 アイプラス
(中目黒中小企業社会保険労務士事務所)
代表社員・社会保険労務士 今井 洋一

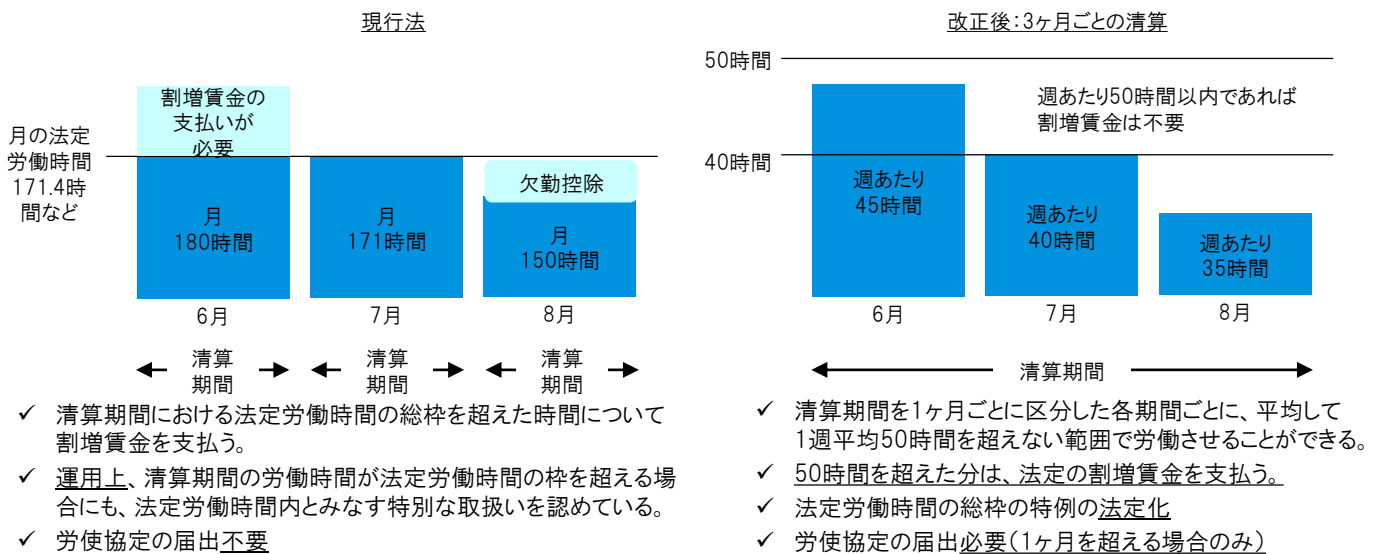
〒153-0043 東京都目黒区東山1-16-15
イーストヒル3F
Tel:(03)3791-1181
ご相談は info@sr-iplus.co.jp



□「小さな会社なので、いろいろ挑戦してみたい」と思い、定期的にミニセミナーを開催することにしました。「ゼロから小さくやってみる」ということで、四半期に一度、名古屋で開催します。東海地方の皆様や、名古屋に出張の際にタイミングが合えばご参加ください！（やり方が固まれば東京でも開催しようと思います。）

フレックスタイム制の清算期間の選択肢が増えました

- ▶ フレックスタイム制の「清算期間」の上限が3ヶ月に延長となります。
(従来どおり、1ヶ月のままでも運用可能です。)
- ▶ 清算期間が1ヶ月を超える場合、労使協定を労働基準監督署に届出しなければなりません。



高度プロフェッショナル制度の導入(おさらい)

- ▶ 以下の4つの条件を満たすこと、対象労働者の同意を得られる場合、労働時間・休憩・休日・深夜の割増賃金の制限が適用除外となります。

<p>1. 対象業務に就く労働者について、労使委員会で内容を決議すること</p>	<p>■ 対象業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務(企業・市場等の高度な分析業務)、コンサルタントの業務(事業・業務の企画運営に関する高度な考案または助言の業務)、研究開発業務 <p>■ 対象となる労働者の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 職務の範囲が明確で、一定の年収(1,075万円以上)を有する労働者
<p>2. 労使委員会での決議を労働基準監督署に届け出ること</p>	
<p>3. 使用者が健康管理時間を把握したうえで、健康化確保措置を講じること(客観的な方法で対象労働者の労働時間を把握する)</p>	<p>■ 年間104日以上、かつ、4週4日以上の日を確保を義務付けています。</p> <p>■ 加えて、以下のいずれかの措置も義務付けています。(どの措置を講ずるかは労使委員会で決議します)</p> <ol style="list-style-type: none"> インターバル規制(終業・始業時刻の間に11時間以上を確保する)、1ヶ月の深夜業の回数を4回以内に制限する 健康管理機関の上限の設定(1週40時間を超えた時間について、1ヶ月あたり100時間及び3ヶ月あたり240時間) 1年につき、2週間連続の休暇取得(対象者が希望する場合は、1週間連続×2回) 臨時の健康診断の実施 <p>■ 在社時間が一定時間を超えた労働者に対して、医師による面接指導を実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1週間あたり40時間を超えた時間について、1ヶ月あたり100時間(労働安全衛生法:罰則あり)
<p>4. 書面などで労働者の同意を得る</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同意の撤回も可能です。



法改正による『年次有給休暇の強制的な付与』とは

- 2019年4月1日から、小規模の会社であっても年次有給休暇が10日間付与される従業員に対して年に5日間を使わせなければならなくなったことはお知らせしたところですが、これを会社の義務として確実にこなすためには次の「時季指定」によるものと「計画年休」によるものがあります。

手段	ねらい	内容	就業規則への記載	労使協定締結
時季指定	年次有給休暇の強制的付与義務を会社が実行するため	年間5日の取得義務について、取得できていない従業員ごとに、会社側から日付を決めて有給休暇を取得させる会社側の権利です。	必要	不要
計画年休	年次有給休暇の取得(付与)を労使で合意して促進するため	事前にスケジュールを立て、計画的に年次有給休暇を取得させられます。従業員が自由に使える有給休暇は5日間は残さなければいけません。	必要	必要 ※届出は不要



- 確実かつ円満に消化させるためには、計画年休で有給休暇を計画的に取得していただく方法がおすすめです。いずれにしても、就業規則への記載は必要となりますので、就業規則の改訂を行いましょ！

～今月のおすすめ～

★沖縄もずくで

夏を元気に★ Vol. 2

もずくの活用方法を
3回シリーズでお届けします！

第2回は、人気のもずく天ぷらです！もずくの基本の下ごしらえの方法については、前号をご参照ください。

【材料（12個分）】

下ごしらえ済みもずく…150g
揚げ衣…卵2個、塩小さじ1/2、薄力粉65g、片栗粉5g
揚げ油…適量

【作り方】

- ① 水気を切ったもずくを短くカットし、薄力粉（分量外）をたっぷり満遍なく絡める。（もずくに残った水分を粉が吸い、揚げる時の油はねを防げます）
- ② ボウルに揚げ衣の材料を全て混ぜ合わせ、①のもずくを加えて更に混ぜ、衣を均等にまとわせる。（衣の分量が少ないかな？と思うくらいでOKです）
- ③ 170～180度の油で揚げる。

・タネを小分けし、小判型に平たくして流し込む
・上下均等に返しながらか、4分程度を目安に、表面がカリッとすするまでしっかりと揚げる

レシピ監修：玉城久美子（沖縄ライフスタイルアドバイザー）

★おすすめ書籍のご紹介★

これは経費では落ちません！
～経理部の森若さん～

青木祐子(著)



どこか淡々とした主人公の森若沙名子。入社以来、経理一筋の彼女はキッチリとした労働と適正な給料を手にし、過剰なものも足りないものもない生活を送っていた。そんな中、同期に恋人ができて、社内の問題に巻き込まれたり、ちょっとドタバタした日常が彼女の周囲には転がり込んでくる…

経理部に勤める主人公のお話ですが、専門用語や経理の小難しいアレコレが出てくるわけではなく、少し不思議な、それでいてどこか共感出来てしまうエピソードにクスッときます。

どこにでもいそうなOLの、緩やかな日常が描かれています。重々しい内容ではなく、ライトなタッチで物語は進んでいくためサクサクと読みやすく、気分転換にはちょうどいいかもしれません。

今現在シリーズとして5巻まで発売されており、またコミカライズもされていますので、1度読んで違う角度から楽しめるのも嬉しいところです。



気付き日報



社会保険労務士法人アイプラス

代表社員 社会保険労務士 今井洋一

TEL : 03-3791-1181 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@sr-plus.co.jp

受付時間 9:30～18:00（土日祝日および弊社休日を除く）

http://sr-plus.co.jp/

いかがでしょうか？引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただければ幸いです。もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、ご連絡ください。

-----YouTube YouTube やっています「youtube 社労士 アイプラス」で検索ください-----